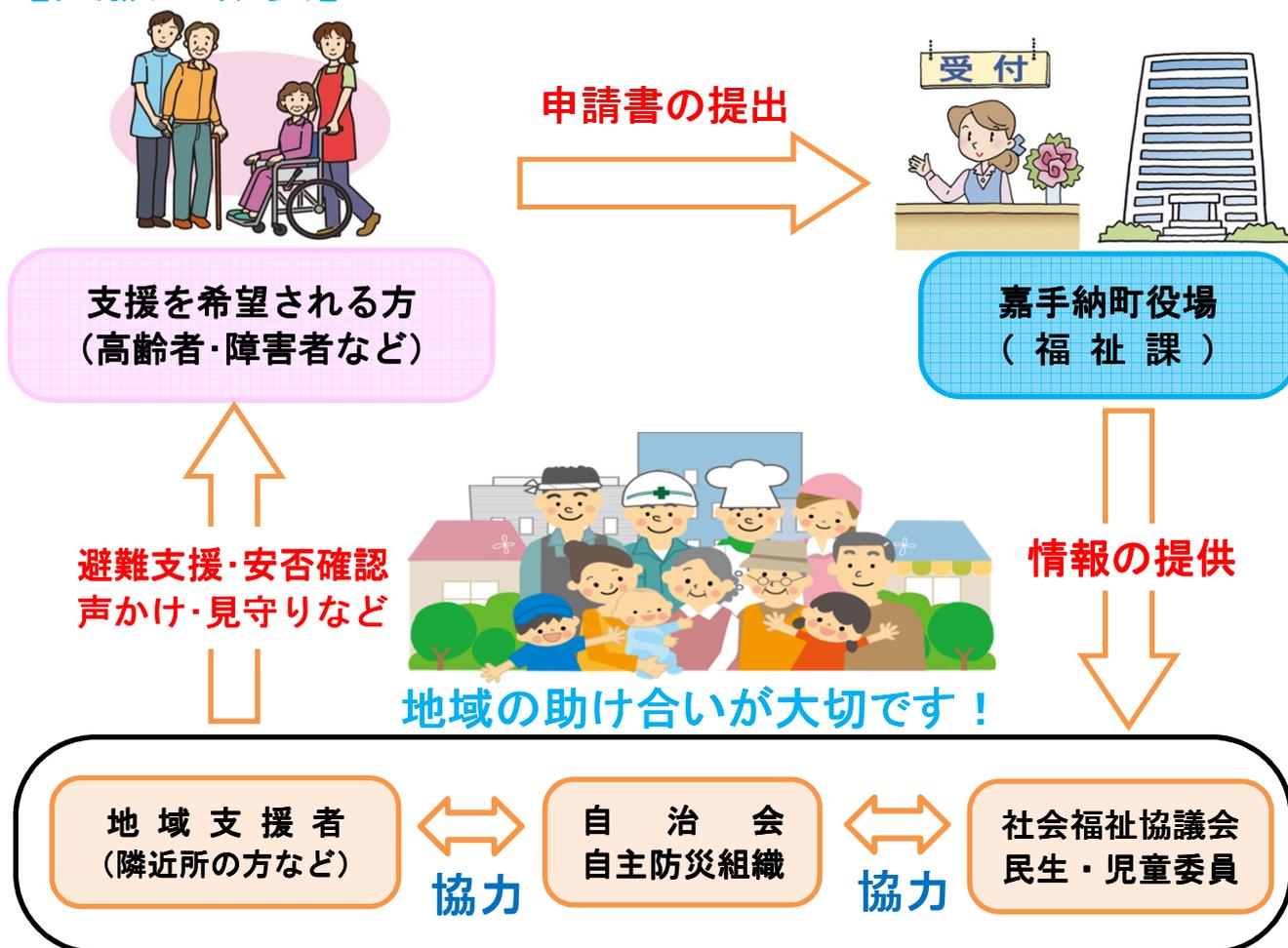


# 地域で取り組む安心・安全なまちづくり

## ～嘉手納町災害時等要援護者支援実施のお知らせ～

嘉手納町では、災害時又は災害の発生するおそれのあるときに、自力で迅速な避難行動ができない方に対し、地域において必要な避難支援を受けられる体制を整えるとともに、平常時においては、地域での声かけや見守り活動を行うことで、安心・安全で暮らすことのできる地域の共助体制づくりを推進することを目的に支援を実施いたします。

### 【支援の概要】



### 1. 対象となる方（要援護者）

- ① 75歳以上の方（ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方）
  - ② 要介護3以上の認定を受けている方
  - ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級）
  - ④ 療育手帳の交付を受けている方（A判定）
  - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級）
  - ⑥ その他災害時等の避難等に支援を要し、町長が必要と認める方（妊婦、外国人など）
- ※ 在宅の方を対象とし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象になりません。



## 2, どのように申請するの？

※ 支援を受けるためには嘉手納町役場へ申請書を提出し、登録することが必要です。

### (1) 申請の方法

支援を希望される方は、嘉手納町災害時等要援護者登録（変更）申請書を嘉手納町役場福祉課に提出してください。

### (2) 代理申請

要援護者本人の申請が困難な場合は、同居者、親族、自治会、民生委員児童委員、介護支援専門員及び相談支援専門員等が代理申請を行うことができます。



## 3, 地域への情報提供！



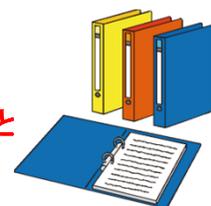
申請いただいた情報に基づき、嘉手納町で要援護者台帳（名簿）及び避難支援プランを作成いたします。その情報を地域で支援にあたる方々（隣近所、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織）に提供いたします。

申請にあたっては、地域であらかじめ「要援護者をどのように避難させるか」を話し合っ地域における避難支援に役立てていただくこととなります。

このため、「**地域へ個人情報を提供することに同意すること**」が必要です。

## 4, 個人情報の保護について

同意いただいた個人情報については、嘉手納町、隣近所の方（支援者）、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織（地域関係者）が、**避難支援に関すること、日頃の声かけや見守り活動以外の目的に利用することを禁止しています。**また、個人情報についても適正に管理いたします。



## 5, 地域のみなさまへ

**災害時は、嘉手納町、警察、消防を始めとする行政機関や消防団などが、避難住民の誘導など、様々な公的支援を行います、それだけでは限界があります。**

この支援は、要援護者を地域の中で見守り、災害時又は災害の発生するおそれがあるとき、支援者や地域関係者が一緒に避難するなど、要援護者の支援を行うという**地域の助け合い（共助）**の精神に基づく地域活動です。

申請したからといって、災害の状況によっては、必ず支援を受けられるとは限りません。また、支援する方が責任を負うものではありません。支援を希望される方自身も、**常に自分の身は自分で守る（自助）**という意識を持って、普段から積極的に隣近所の方や地域関係者とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

